

北 電 原 第 8 号  
令 和 2 年 4 月 1 日

原子力規制委員会原子力規制庁  
緊急事案対策室長 殿

北海道電力株式会社  
執行役員 原子力事業統括部  
原子力部長 勝 海 和 彦

泊発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（連絡）

弊社から令和2年3月27日付け北電原第308号にて届け出ました「泊発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、国土交通省自動車局の組織再編に伴う修正が発生したため、令和2年4月1日以降見直しが必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基づく軽易な変更扱いとして、次回修正までの期間、添付のとおり読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

以 上

添付資料

泊発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

泊発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (1/2)

泊発電所原子力事業者防災業務計画 (読み替え前)	泊発電所原子力事業者防災業務計画 (読み替え後)	備 考
<p>別図2-1-4(2) 原災法第10条第1項に基づく通報経路 (事業所外運搬での事象発生時の通報経路)</p> <p>事業所外運搬責任者 → 原子力防災管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事象発生場所を管轄する都道府県知事</li> <li>事象発生場所を管轄する市町村長</li> <li>事象発生場所を管轄する警察署</li> <li>事象発生場所を管轄する消防署</li> <li>事象発生場所を管轄する労働基準監督署</li> <li>事象発生場所を管轄する海上保安部</li> <li>泊原子力規制事務所 (原子力防災専門官)</li> <li>上席放射線防災専門官</li> <li>内閣府 (内閣総理大臣)</li> <li>原子力規制委員会</li> <li>北海道経済産業局 総務企画部 総務課</li> <li>国土交通大臣 (大臣官房参事官(運輸安全防災)付 国土交通省 海事局 検査測度課 &lt;事象発生場所が海上の場合&gt; / 大臣官房参事官(運輸安全防災)付 国土交通省 自動車局 環境政策課 &lt;事象発生場所が陸上の場合&gt;)</li> <li>内閣官房 (内閣情報調査室)</li> <li>内閣官房 (内閣官房副長官補付)</li> <li>内閣府 (政策統括官付)</li> <li>経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課</li> </ul> <p> <span style="border: 2px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> : 原災法第10条第1項に基づく通報先  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 10px; display: inline-block;"></span> : 一斉FAX  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> → : 電話によるFAX着信確認         </p>	<p>別図2-1-4(2) 原災法第10条第1項に基づく通報経路 (事業所外運搬での事象発生時の通報経路)</p> <p>事業所外運搬責任者 → 原子力防災管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事象発生場所を管轄する都道府県知事</li> <li>事象発生場所を管轄する市町村長</li> <li>事象発生場所を管轄する警察署</li> <li>事象発生場所を管轄する消防署</li> <li>事象発生場所を管轄する労働基準監督署</li> <li>事象発生場所を管轄する海上保安部</li> <li>泊原子力規制事務所 (原子力防災専門官)</li> <li>上席放射線防災専門官</li> <li>内閣府 (内閣総理大臣)</li> <li>原子力規制委員会</li> <li>北海道経済産業局 総務企画部 総務課</li> <li>国土交通大臣 (大臣官房参事官(運輸安全防災)付 国土交通省 海事局 検査測度課 &lt;事象発生場所が海上の場合&gt; / 大臣官房参事官(運輸安全防災)付 国土交通省 自動車局 安全・環境基盤課 &lt;事象発生場所が陸上の場合&gt;)</li> <li>内閣官房 (内閣情報調査室)</li> <li>内閣官房 (内閣官房副長官補付)</li> <li>内閣府 (政策統括官付)</li> <li>経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課</li> </ul> <p> <span style="border: 2px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> : 原災法第10条第1項に基づく通報先  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 10px; display: inline-block;"></span> : 一斉FAX  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> → : 電話によるFAX着信確認         </p>	<p>国土交通省自動車局の組織再編に伴う読み替え</p>

泊発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (2/2)

泊発電所原子力事業者防災業務計画 (読み替え前)	泊発電所原子力事業者防災業務計画 (読み替え後)	備 考
<p>別図2-1-5(2) 原災法第25条第2項に基づく報告経路 (事業所外運搬での応急措置の報告経路)</p> <p>事業所外運搬責任者 → 発電所対策本部長 (原子力防災管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事象発生場所を管轄する都道府県知事</li> <li>事象発生場所を管轄する都道府県警戒本部※</li> <li>事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部※</li> <li>事象発生場所を管轄する市町村長 (事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部※)</li> <li>事象発生場所を管轄する警察署</li> <li>事象発生場所を管轄する消防署</li> <li>事象発生場所を管轄する労働基準監督署</li> <li>事象発生場所を管轄する海上保安部</li> <li>泊原子力規制事務所 (原子力防災専門官)</li> <li>上席放射線防災専門官</li> <li>内閣府 (内閣総理大臣)</li> <li>原子力規制委員会</li> <li>北海道経済産業局 総務企画部 総務課</li> <li>国土交通大臣 (大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 国土交通省 海事局 検査測度課 &lt;事象発生場所が海上の場合&gt; 大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 国土交通省 自動車局 環境政策課 &lt;事象発生場所が陸上の場合&gt;)</li> <li>現地対策本部又は対策拠点施設※</li> <li>内閣官房 (内閣情報調査室)</li> <li>内閣官房 (内閣官房副長官補付)</li> <li>原子力災害対策本部 (内閣府内)※</li> <li>経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課</li> </ul> <p> <span style="border: 2px solid black; padding: 2px;"> </span> : 原災法第25条第2項に基づく報告先              — : 一斉FAX              → : 電話によるFAX着信確認              ※ : 該当本部が設置されている場合の報告経路         </p>	<p>別図2-1-5(2) 原災法第25条第2項に基づく報告経路 (事業所外運搬での応急措置の報告経路)</p> <p>事業所外運搬責任者 → 発電所対策本部長 (原子力防災管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事象発生場所を管轄する都道府県知事</li> <li>事象発生場所を管轄する都道府県警戒本部※</li> <li>事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部※</li> <li>事象発生場所を管轄する市町村長 (事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部※)</li> <li>事象発生場所を管轄する警察署</li> <li>事象発生場所を管轄する消防署</li> <li>事象発生場所を管轄する労働基準監督署</li> <li>事象発生場所を管轄する海上保安部</li> <li>泊原子力規制事務所 (原子力防災専門官)</li> <li>上席放射線防災専門官</li> <li>内閣府 (内閣総理大臣)</li> <li>原子力規制委員会</li> <li>北海道経済産業局 総務企画部 総務課</li> <li>国土交通大臣 (大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 国土交通省 海事局 検査測度課 &lt;事象発生場所が海上の場合&gt; 大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 国土交通省 自動車局 安全・環境基調課 &lt;事象発生場所が陸上の場合&gt;)</li> <li>現地対策本部又は対策拠点施設※</li> <li>内閣官房 (内閣情報調査室)</li> <li>内閣官房 (内閣官房副長官補付)</li> <li>原子力災害対策本部 (内閣府内)※</li> <li>経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課</li> </ul> <p> <span style="border: 2px solid black; padding: 2px;"> </span> : 原災法第25条第2項に基づく報告先              — : 一斉FAX              → : 電話によるFAX着信確認              ※ : 該当本部が設置されている場合の報告経路         </p>	<p>国土交通省自動車局の組織再編に伴う読み替え</p>